

第3回豊川市高齢者福祉計画策定委員会からの変更箇所

資料3

誤字・脱字等の軽微な修正は除きます。

No.	該当ページ	変更前	変更後
1	目次	第3章 4. 各種会議で挙げた課題	第3章 4. 各種会議で挙げた課題 <u>(1) 地域ケア会議</u> <u>(2) 第1層・第2層協議体</u>
2	目次	第6章 1. 基本施策1 [介護予防活動の推進] 基本施策2 [自立支援活動の推進] 基本施策3 [在宅医療・介護連携の推進] 基本施策4 [認知症施策の推進] 基本施策5 [高齢者福祉施策の推進]	本日の策定委員会資料【資料2】の目次該当箇所のように修正 * 追加記載量が多いため、こちらの資料での記載を省略させていただきます。【資料2】をご確認ください。
3	4	本計画は、東三河広域連合が策定する介護保険事業計画と連携・調和を図りながら、愛知県の「 <u>あいち健康福祉ビジョン</u> 」や「 <u>愛知県高齢者健康福祉計画</u> 」、また本市の「 <u>地域福祉計画</u> 」「 <u>とよかわ健康づくり計画</u> 」「 <u>豊川市障害者福祉基本計画</u> 」等と調和を図りつつ、これからの課題解決に向けた取り組みを推進します。	本計画は、東三河広域連合が策定する介護保険事業計画と連携・調和を図りながら、愛知県の「 <u>あいち福祉保健医療ビジョン</u> 」や「 <u>愛知県高齢者福祉保健医療計画</u> 」、また本市の「 <u>地域福祉計画</u> 」「 <u>とよかわ健康づくり計画</u> 」「 <u>豊川市障害者福祉基本計画</u> 」等と調和を図りつつ、これからの課題解決に向けた取り組みを推進します。
4	6	3 「すべての人に健康と福祉を」 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」	削除
5	12	本市の要介護・要支援認定者数は、令和4年度の7,732人に対し、令和17年度には10,178人と1万人を超える見込みとなっており、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い今後も大幅に増加する見込みです。	本市の要介護・要支援認定者数は、令和4年度の7,892人に対し、令和17年度には10,333人と1万人を超える見込みとなっており、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い今後も大幅に増加する見込みです。 * グラフの数値も修正しています。

No.	該当ページ	変更前	変更後
6	28	また、将来介護を受けたい場所に「介護施設など」を選択した方が、その場所を選んだ理由は、「親族等の世話になることに気が引けるから」が52.5%と最も高く、次いで「介護を受ける環境が整っているから」が49.7%、「在宅で介護してくれる親族等がないから」が21.4%となっています。	また、将来介護を受けたい場所に「 <u>施設で（介護施設など）</u> 」を選択した方が、その場所を選んだ理由は、「親族等の世話になることに気が引けるから」が52.5%と最も高く、次いで「介護を受ける環境が整っているから」が49.7%、「在宅で介護してくれる親族等がないから」が21.4%となっています。
7	57	厚生労働省から発表された令和3年の日本人の平均寿命は、男性81.47歳、女性87.32歳であり、世界でもトップクラスの長寿社会となっています。	厚生労働省から発表された <u>令和4年の日本人の平均寿命は、男性81.05歳、女性87.09歳</u> であり、世界でもトップクラスの長寿社会となっています。
8	59～94	第6章 各事業ごとの見込み値を記載	見込み値を目標値に変更 *当初は令和8年度の見込み値を示していましたが、目標値に変更しています。目標値に変更したことにより、目標値を定めることが適さない事業については、「－」と表記しています。
9	60	(1)健康づくり対策の推進 b.健康づくり推進員活動 健康づくり推進員とは、健康を軸に活動するボランティアで、自分の健康づくりにとどまらず、家族、近隣、地域へ健康づくりの輪を「つなぐ、広げる、増やす」ため、市民に働きかけを行っています。	(1)健康づくり対策の推進 b.健康づくり推進員活動 <u>健康づくり推進員は、健康を軸に活動するボランティアで、自分の健康づくりにとどまらず、家族、近隣、地域へ健康づくりの輪を「つなぐ、広げる、増やす」ため、市民に働きかけを行っています。</u>
10	61	■豊川市国民健康保険特定健康診査の対象者数と受診率（法定報告基準：年度中移動のない者） ■豊川市国民健康保険特定保健指導の対象者数と実施率	<u>実績値と目標値を追記しました。</u>
11	62	(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ①介護予防・生活支援サービス事業 要支援1・2の方と基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する全国一律の簡易な質問）で事業の対象者（要支援に相当する状態）と判定された方が利用できます。	(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ①介護予防・生活支援サービス事業 要支援1・2の方と基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する全国一律の簡易な質問）で事業の対象者（要支援に相当する状態）と判定された方と、 <u>要介護認定によるサービスを受ける前から市町村の補助により実施される総合事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者が利用できます。</u>

No.	該当ページ	変更前	変更後
12	64	ウ. その他の生活支援サービス a. 栄養改善に特化した配食サービスの実施	ウ. その他の生活支援サービス a. <u>栄養改善に特化した配食サービス</u>
13	65	イ. 介護予防普及啓発事業 a. 介護予防教室等の開催 表 名称 高齢者向けメール配信（いきいき元気メール）システムの運用	イ. 介護予防普及啓発事業 a. 介護予防教室等の開催 表 名称 高齢者向けメール配信（いきいき元気メール）システム、 <u>LINE等の運用</u>
14	67	ウ. 地域介護予防活動支援事業 a. 介護予防活動の推進 表 内容 ちから塾（地域型）：サロンや老人クラブ等の団体等の希望により、 たまり場やちから塾を実施します。	ウ. 地域介護予防活動支援事業 a. 介護予防活動の推進 表 内容 ちから塾（地域型）： <u>サロンや老人クラブ等の団体等の希望により、 ちから塾を実施します。</u>
15	67	ウ. 地域介護予防活動支援事業 a. 介護予防活動の推進 表 内容 あつまる会（通いの場創出）：地域の実情に応じ、たまり場、ちから 塾開催後、住民主体の通いの場の創出に向けた更なる支援を行いま す。	ウ. 地域介護予防活動支援事業 a. 介護予防活動の推進 表 内容 あつまる会（通いの場創出）： <u>地域の実情に応じ、ちから塾開催後、 住民主体の通いの場の創出に向けた更なる支援を行います。</u>

No.	該当ページ	変更前	変更後
16	69	<p>(1)生活支援体制整備事業の推進</p> <p>a.生活支援コーディネーターの配置</p> <p>ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症の方の増加等、地域での課題が複雑化、複合化する中、医療・介護のサービスだけでなく、日常生活における多様な支援体制の充実・強化を図ることが必要となっています。そのため、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、各事業を推進します。令和5年度より、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業と一体となって、世代や属性を超えた住民同士が交流しあえる居場所づくり等を進めています。</p>	<p>(1)生活支援体制整備事業の推進</p> <p>a.生活支援コーディネーターの配置</p> <p><u>地域での課題が複雑化、複合化する中、医療・介護のサービスだけでなく、日常生活における多様な支援体制の充実・強化を図ることが必要となっています。</u>そのため、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、各事業を推進します。</p> <p><u>なお、令和5年度より、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業と一体となって、世代や属性を超えた住民同士が交流しあえる居場所づくり等を進めています。</u></p>

No.	該当ページ	変更前	変更後
17	69	<p>(1)生活支援体制整備事業の推進</p> <p>b. 協議体の設置</p> <p>市が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有と連携強化の場として、中核となるネットワークである「協議体」を設置しています。</p> <p>市全体の課題を共有し合う、第1層協議体として、市、福祉相談センター、地域福祉活動推進委員会、民生委員、老人クラブ、シルバー人材センター、介護保険事業者等の代表による会を開催しています。また、第1層協議体には生活支援コーディネーターも参画し、地域の課題や施策を提案するとともに、事業の進捗状況を報告します。</p> <p>さらに、日常生活圏域の課題を共有し合う、第2層協議体として、地域で高齢者を支える活動を担っている多様な主体による会議を開催し、情報共有を行うとともに、地域の課題や不足する社会資源について協議します。</p> <p>なお、第2層協議体の開催や、地域の課題解決にあたっては、その場に生活支援コーディネーターが関わり、支援することで、新しい生活支援等サービスの創出につながります。例としては、スーパーまで遠い地域についての移動販売の誘致や、地域住民主体の通いの場の立ち上げ等があります。</p>	<p>(1)生活支援体制整備事業の推進</p> <p>b. 協議体の設置</p> <p>市が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有と連携強化の場として、中核となるネットワークである「協議体」を設置しています。</p> <p><u>第1層協議体では、市、福祉相談センター及び地域のさまざまな団体や民間事業者などを含めた代表による会議を開催し、生活支援コーディネーターから提案された市全体の課題や施策について協議し、解決へつなげます。</u></p> <p><u>また、第2層協議体では、地域を支える活動を担っている多様な主体による会議を開催し、日常生活圏域の課題を共有し、地域の課題と不足する社会資源について協議します。</u></p> <p>なお、第2層協議体の開催や、地域の課題解決にあたっては、その場に生活支援コーディネーターが関わり、支援することで、新しい生活支援等サービスの創出につながります。例としては、スーパーまで遠い地域についての移動販売の誘致や、地域住民主体の通いの場の立ち上げ等があります。</p>
18	69	<p>(1)生活支援体制整備事業の推進</p> <p>c. 地域くらしサポーターの養成</p> <p>地域における複雑・複合化した課題を抱える個別の生活ニーズに対し、市民の主体性に基づき実施される新たな市民参加型サービス等の担い手を養成することで、生活支援サービスの充実を図ることを目的とし、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア、NPOおよび民間企業等と協働し、住みなれた地域内の居場所づくりや、買い物、ごみ出しをはじめとした生活支援等、住民同士の支え合い活動を実践する担い手を養成します。</p>	<p>(1)生活支援体制整備事業の推進</p> <p>c. 地域くらしサポーターの養成</p> <p><u>生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア、NPO及び民間事業所等と協働し、住み慣れた地域内の居場所づくりや、買い物、ごみ出しをはじめとした生活支援等、住民同士の支えあい活動を実践する担い手を育成するための講座を開催します。</u></p> <p><u>また、講座の修了者には、生活支援コーディネーターと連携して、幅広い分野での活躍の場の充実を図ります。</u></p>
19	71	<p>■シルバー人材センターの会員数（各年4月1日現在）</p>	<p>■<u>シルバー人材センターの会員数（各年度末の実人数）</u></p>

No.	該当ページ	変更前	変更後
20	72	(4) 老人クラブ・ボランティア・市民活動の支援 e. 地域くらしサポーターの養成(再掲) 地域における複雑・複合化した課題を抱える個別の生活ニーズに対し、市民の主体性に基づき実施される新たな市民参加型サービス等の担い手を養成することで、生活支援サービスの充実を図ることを目的とし、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア、NPOおよび民間企業等と協働し、住みなれた地域内の居場所づくりや、買い物、ごみ出しをはじめとした生活支援等、住民同士の支え合い活動を実践する担い手を養成します。	削除
21	72	(4) 老人クラブ・ボランティア・市民活動の支援 f. 介護ボランティアポイント制度の実施	(4) 老人クラブ・ボランティア・市民活動の支援 e. 介護ボランティアポイント制度
22	78	⑥医療・介護関係者の研修 d. 多職種が協力して行う合同研修会の実施[再掲]	⑥医療・介護関係者の研修 d. 医療・介護・障害合同研修会の実施[再掲]
23	81	(1) 認知症支援体制の整備 b. グループホーム入居者の負担軽減 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における円滑な入居を支援するため、市民税非課税世帯の低所得者を対象に、1日当たり500円の利用者負担の軽減を行います。	(1) 認知症支援体制の整備 b. グループホーム入居者の負担軽減 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における円滑な入居を支援するため、市民税非課税世帯の低所得者を対象に、 <u>利用者負担金の軽減</u> を行います。
24	86	(2) 見守り活動の推進 b. 町内会への加入促進 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等、見守りが必要と思われる世帯に対し、町内会加入を啓発します。	(2) 見守り活動の推進 b. 町内会への加入促進 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、見守りが必要と思われる世帯を <u>はじめ、担い手となりうる高齢者が属する世帯に対し、町内会加入を啓発します。</u>
25	86	(3) 家族介護者への支援 b. 家族介護用品給付事業 要介護4以上の認定を受けた、在宅の要介護者を介護する家族の経済的負担等の軽減、在宅生活の継続や、清潔で快適な在宅介護環境の保持を図るため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に、年額99,600円分の介護用品券を、東三河広域連合の統一した基準により支給します。	(3) 家族介護者への支援 b. 家族介護用品給付事業 要介護4以上の認定を受けた、在宅の要介護者を介護する家族の経済的負担等の軽減、在宅生活の継続や、清潔で快適な在宅介護環境の保持を図るため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に、 <u>家族介護用品給付券を支給します。</u>

No.	該当ページ	変更前	変更後
26	87	<p>(3) 家族介護者への支援</p> <p>c. 要介護高齢者介護用品支給事業 要介護3以上の認定を受けた高齢者で、在宅で介護を受けている方を対象に、年額30,000円分の介護用品引換券を支給します。ただし、東三河広域連合が実施する介護用品の購入支援を受けている方を除きます。 なお、今後この事業は、東三河広域連合構成市町村とのバランスや高齢者の多様なニーズに対応するため、支給対象者と実施方法を検討します。</p>	<p>(3) 家族介護者への支援</p> <p>c. 要介護高齢者介護用品支給事業 要介護3以上の認定を受けた高齢者で、在宅で介護を受けている方を対象に、<u>介護用品引換券を支給します。</u>ただし、東三河広域連合が実施する介護用品の購入支援を受けている方を除きます。 なお、今後この事業は、東三河広域連合構成市町村とのバランスや高齢者の多様なニーズに対応するため、支給対象者と実施方法を検討します。</p>
27	87	<p>(3) 家族介護者への支援</p> <p>d. 要介護高齢・重度身体障害者訪問理美容サービス事業 要介護3以上の認定を受けた高齢者と、身体に重度の障害があり、在宅で介護を受けている方を対象に、在宅で理美容サービスが受けられるよう、年額12,000円分の訪問理美容サービス券を支給します。 なお、今後この事業は、東三河広域連合構成市町村とのバランスや高齢者の多様なニーズに対応するため、支給対象者と実施方法を検討します。</p>	<p>(3) 家族介護者への支援</p> <p>d. 要介護高齢・重度身体障害者訪問理美容サービス事業 要介護3以上の認定を受けた高齢者と、身体に重度の障害があり、在宅で介護を受けている方を対象に、在宅で理美容サービスが受けられるよう、<u>訪問理美容サービス券を支給します。</u> なお、今後この事業は、東三河広域連合構成市町村とのバランスや高齢者の多様なニーズに対応するため、支給対象者と実施方法を検討します。</p>
28	87	<p>(3) 家族介護者への支援</p> <p>e. 家族介護者リフレッシュ事業 家族介護者に向けて、介護による精神的、身体的負担の軽減やリフレッシュを目的とし、年額6,000円分の温泉等入浴施設の利用助成券を交付します。 なお、今後この事業は、家族介護者の多様なニーズに対応するため、対象施設拡大を検討します。</p>	<p>(3) 家族介護者への支援</p> <p>e. 家族介護者リフレッシュ事業 家族介護者に向けて、介護による精神的、身体的負担の軽減やリフレッシュを目的とし、<u>温泉等入浴施設の利用助成券を交付します。</u> なお、今後この事業は、家族介護者の多様なニーズに対応するため、対象施設拡大を検討します。</p>
29	90	<p>(6) 生活支援サービスの充実</p> <p>d. 日常生活用具給付事業 ひとり暮らし高齢者の日常生活や生活環境の向上を図るため、電磁調理器、自動消火器等の給付を行います。</p>	<p>(6) 生活支援サービスの充実</p> <p>d. 日常生活用具給付事業 ひとり暮らし高齢者の日常生活や生活環境の向上を図るため、電磁調理器、<u>自動消火器の給付を行います。</u></p>

No.	該当ページ	変更前	変更後
30	91	<p>(6)生活支援サービスの充実</p> <p>g. 配食サービスの実施</p> <p>地域における自立した日常生活の支援を行うため、栄養改善および見守りが必要な高齢者に対し、週5回を限度として配食サービスを行います。利用した際の費用として、1食あたり305円を、東三河広域連合の統一した基準により助成します。</p>	<p>(6)生活支援サービスの充実</p> <p>g. 配食サービスの実施</p> <p>地域における自立した日常生活の支援を行うため、栄養改善および見守りが必要な高齢者に対し、週5回を限度として配食サービスを行います。<u>利用した際の費用の一部を、東三河広域連合の統一した基準により助成します。</u></p>
31	92	<p>(7)外出支援</p> <p>a. 高齢者交通料金(豊鉄バス・コミュニティバス)助成事業</p> <p>外出が困難な高齢者が増えていることから、通院や買い物等の外出支援や、社会参加を促すために、70歳以上の低所得者(市民税本人非課税者)に、豊鉄バス・豊川市コミュニティバスの共通回数券2,000円分を助成します。また、支援の拡充と利便性の向上を目指し、事業内容の検討を行います。</p>	<p>(7)外出支援</p> <p>a. 高齢者交通料金(豊鉄バス・コミュニティバス)助成事業</p> <p>外出が困難な高齢者が増えていることから、通院や買い物等の外出支援や、社会参加を促すために、70歳以上の低所得者(市民税本人非課税者)に、<u>豊鉄バス・豊川市コミュニティバスの共通回数券を交付</u>します。また、支援の拡充と利便性の向上を目指し、事業内容の検討を行います。</p>
32	92	<p>(7)外出支援</p> <p>b. 運転免許自主返納支援事業</p> <p>運転免許自主返納をした方に、豊鉄バス・豊川市コミュニティバス共通回数券1冊、タクシー券1冊(2,000円分)、反射材付き傘1本のいずれかをお渡しします。また、高齢運転者の免許証自主返納の促進を図るため、広報啓発活動を推進します。</p>	<p>(7)外出支援</p> <p>b. 運転免許自主返納支援事業</p> <p>運転免許自主返納をした方に、豊鉄バス・豊川市コミュニティバス共通回数券、<u>タクシー券</u>、反射材付き傘のいずれかをお渡しします。また、高齢運転者の免許証自主返納の促進を図るため、広報啓発活動を推進します。</p>
33	92	<p>(7)外出支援</p> <p>c. 高齢者の移動手段の確保</p> <p>高齢運転者の身体機能の低下に起因する交通事故は社会的反響が大きく、運転免許証の自主返納件数も年々増加しています。これを踏まえ、自動車を運転しない高齢者の移動手段を確保し、充実した生活が続けられるようにする必要があります。必要な移動支援や生活支援について、介護高齢課や福祉相談センター、都市交通局の市街地整備課とも連携したうえで検討し、実施します。</p>	<p>(7)外出支援</p> <p>c. 高齢者の移動手段の確保</p> <p>高齢運転者の身体機能の低下に起因する交通事故は社会的反響が大きく、運転免許証の自主返納件数も年々増加しています。これを踏まえ、自動車を運転しない高齢者の移動手段を確保し、充実した生活が続けられるようにする必要があります。必要な移動支援や生活支援について、介護高齢課や福祉相談センター、<u>市街地整備課</u>とも連携したうえで検討し、実施します。</p>

No.	該当ページ	変更前	変更後
34	92	(7)外出支援 d. コミュニティバスの乗り方教室(再掲) 外出手段としてコミュニティバスを利用できるようになるため、バスの乗り方、降り方、時刻表の見方等について、実際にコミュニティバスに乗りながら学びます。	(7)外出支援 d. コミュニティバスの乗り方教室(再掲) 外出手段としてコミュニティバスを利用できるようになるため、バスの乗り方、降り方、時刻表の見方等について、実際にコミュニティバスに乗りながら <u>学ぶ教室を実施します。</u>
35	97~107	資料編	資料編 <u>1 介護保険事業計画（東三河広域連合第9期介護保険事業計画抜粋）を追加</u> <u>2 策定の経緯を追加</u> <u>3 豊川市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱を追加</u> <u>4 豊川市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿を追加</u>